

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針
(案)

~~令和3年5月31日~~

令和8年6月●日

荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、~~越生町~~、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、埼玉県、気象庁熊谷地方气象台、独立行政法人水資源機構（荒川ダム総合管理所・利根導水総合事業所）、国土交通省関東地方整備局（荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所）、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、秩父鉄道株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』が答申された。

荒川水系（埼玉県域）においては、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として取り組みを進めることとし、地域住民の安全・安心を担う 44 市町、埼玉県、気象庁熊谷地方气象台、独立行政法人水資源機構（荒川ダム総合管理所・利根導水総合事業所）、関東地方整備局（荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所）で構成される「荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 31 日に設立した。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、岩手県等において逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築を中小河川も含めた全国の河川で更に加速させるため、平成 29 年 5 月 19 日に水防法等の一部改正が行われるとともに、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通省として、概ね 5 年(平成 33 年度)で取り組む緊急行動計画が、平成 29 年 6 月 20 日に取りまとめられた。

平成 30 年 7 月には、前線及び台風第 7 号による大雨等(平成 30 年 7 月豪雨)が発生し、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生し、極めて甚大な被害が広範囲で発生した。

その後、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申されたことを踏まえ、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

一方、荒川水系（埼玉県域）においては、令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風（台風第 19 号）により入間川水系の越辺川、都幾川で堤防決壊が発生するなど甚大な被害が発生した。この災害を踏まえ令和元年 11 月には本協議会に、「荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会 入間川流域部会」を設置し、令和 2 年 1 月には「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめた。このとりまとめでは、国、県、市町等が連携し、「多重防御治水の推進」及び「減災に向けた更なる取組の推進」を実施していくことで、逃げ遅れゼロ及び社会経済被害の最小化を目指すこととした。

また、東日本台風は千曲川氾濫による長野新幹線車両センターの浸水被害が発生するなど被害も発生した。公共交通事業者については住民の避難行動に資するだけでなく、その

運行が水害後の復興にも関係することから、計画運休の情報提供体制や洪水氾濫による被害軽減に向けた連携強化を図るため、令和2年9月より鉄道事業者が本協議会に参画することとなった。

さらに昨今、気候変動に伴い気象災害が激甚化・頻発化する中、令和5年6月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）が改正されたことを受け、同法第11条の2に基づき、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として「第1次国土強靱化実施中期計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）」が定められた。

このような情勢を踏まえ、本協議会においては、今般、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画や第1次国土強靱化実施中期計画を反映した新たな「荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）をとりまとめたものである。

今後、本協議会においては、この「取組方針」に基づき、関係機関が連携し、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を進めるものとする。

また、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第5条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構 成 機 関	構 成 員
さいたま市	市長
川越市	市長
熊谷市	市長
川口市	市長
行田市	市長
加須市	市長
東松山市	市長
春日部市	市長
羽生市	市長
鴻巣市	市長
深谷市	市長
上尾市	市長
草加市	市長
越谷市	市長
蕨市	市長
戸田市	市長
朝霞市	市長
志木市	市長
和光市	市長
新座市	市長
桶川市	市長
久喜市	市長
北本市	市長
八潮市	市長
富士見市	市長
三郷市	市長
蓮田市	市長

構 成 機 関	構 成 員
坂 戸 市	市 長
幸 手 市	市 長
鶴 ヶ 島 市	市 長
吉 川 市	市 長
ふ じ み 野 市	市 長
白 岡 市	市 長
伊 奈 町	町 長
三 芳 町	町 長
毛 呂 山 町	町 長
越 生 町	町 長
川 島 町	町 長
吉 見 町	町 長
鳩 山 町	町 長
寄 居 町	町 長
宮 代 町	町 長
杉 戸 町	町 長
松 伏 町	町 長
埼 玉 県	危 機 管 理 防 災 部 長
〃	県 土 整 備 部 長
気 象 庁 熊 谷 地 方 気 象 台	熊 谷 地 方 気 象 台 長
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構	荒 川 ダ ム 総 合 管 理 所 長
〃	利 根 導 水 総 合 事 業 所 長
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局	荒 川 上 流 河 川 事 務 所 長
〃	荒 川 下 流 河 川 事 務 所 長
〃	二 瀬 ダ ム 管 理 所 長
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	大 宮 支 社 長
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社	安 全 推 進 部 長
東 武 鉄 道 株 式 会 社	安 全 推 進 部 長
東 京 地 下 鉄 株 式 会 社	鉄 道 本 部 安 全 ・ 技 術 部 長
秩 父 鉄 道 株 式 会 社	運 輸 部 長
埼 玉 高 速 鉄 道 株 式 会 社	取 締 役 鉄 道 統 括 部 長
埼 玉 新 都 市 交 通 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長
首 都 圏 新 都 市 鉄 道 株 式 会 社	安 全 総 括 部 長

3. 荒川水系（埼玉県域）の概要と主な課題

■荒川水系（埼玉県域）の地形・社会経済等の状況

荒川流域は、東京都と埼玉県にまたがり、流域内の人口は、日本の人口の約 8%にあたる約 976 万人で、埼玉県域ではさいたま市等の主要都市を貫流しており、人口・資産が集積している地域である。

流域の地形は、北西側に秩父山地が存在し、南東側は関東平野に連なる低平地になっている。秩父山地は、水源である甲武信ヶ岳や石灰岩を多く産出する武甲山等からなり、これらに囲まれ秩父盆地が位置している。また、寄居町付近を扇頂部とする扇状地が熊谷市付近まで広がり、そこから下流では沖積低地が大宮台地と武蔵野台地の間を縫うように広がっている。

このような特性を有する荒川において、大規模氾濫が発生した場合には、広範囲の人口集中地域が浸水すると共に、JR 東北・上信越新幹線、JR 東北・高崎・京浜東北・埼京・武蔵野線、東武東上線等の鉄道や東北・関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道等の高速道路、国道 4・16・17・254 号等の主要交通網に影響が及び、さらに多くの市町では防災拠点となる市役所等の重要施設が浸水することによる機能停止の恐れがあるなど、社会経済等への甚大な影響の発生が想定される。

■過去の被害状況と河川改修の状況

明治 43 年 8 月に、荒川をはじめとする多くの河川の破堤・氾濫に伴い家屋全半壊および流失 18,147 戸、床上・床下浸水 262,595 戸の未曾有の洪水被害が発生し、その後も大正 2 年、大正 3 年と洪水が続いた。

このような洪水被害の発生を契機として大正 7 年に荒川上流改修計画が策定され、築堤や低水路整備、河道拡幅と併せ、広大な川幅を利用した横堤の築造による遊水機能の確保により、下流の洪水を軽減させる工事に着手し、昭和 29 年に竣工している。

また、荒川上流部改修を実施中の昭和 22 年 9 月のカスリーン台風では本川熊谷市久下地先および入間川の各所で堤防が決壊し、戦後最大の被害が発生している。

令和元年東日本台風により、荒川水系越辺川、都幾川において河川水位が計画高水位を超過し、堤防決壊による外水氾濫が発生した。

こうした洪水の発生も踏まえ、治水計画を見直しつつ、治水安全度の向上に向けたハード整備が継続的に進められ、最近では平成 16 年に荒川第一調節池、平成 23 年には滝沢ダムが完成している。

しかしながら、令和 2 年 3 月時点の堤防整備率は荒川本川全体で約 64%と計画断面に対して高さや幅が不足している区間があるなど、治水施設の整備状況は充分ではなく、計画高水流量を安全に流下させることができない状況にある。

■大規模氾濫時の特性や課題

荒川水系（埼玉県域）での大規模氾濫時の主な特性や課題は、以下のとおりである。

○氾濫特性としては、荒川本川の入間川合流点下流は「拡散型」であり、合流点上流左岸は「広域拡散型」、右岸は「拡散貯留型」、その他は山付きや支川堤防による「貯留型」の様相を呈している。大規模氾濫が発生した場合には、大量の氾濫水が溢れ出し、広範囲に浸水が広がる一方で、山付きや支川堤防に挟まれた地域では浸水深が深くなる。また、貯留型地域や平地部では、想定最大規模の洪水時には浸水が3日を超えるような長期間浸水となることが想定されている。

○荒川本川左岸上流の広域拡散型氾濫では、氾濫水は極めて広範囲に時間差をもって広がり、河川に接していない多くの市町が広域にわたり浸水する（想定最大規模の洪水時には1地点の破堤で最大約24自治体が浸水）。

○貯留型氾濫形態の箇所では、浸水深が深くなるとともに市町によっては全域もしくは広範囲にわたり長時間浸水し、隣接する市町への広域避難が必要な場合も想定される。

○荒川等の水位が高くなると中小河川の自然流下が困難となり、水位が高い状態が長く続くため内水被害が発生する恐れがある。貯留型氾濫形態の箇所では、氾濫水の排水も容易ではない。

○近年荒川本川では破堤を伴う大規模氾濫が発生していないため、荒川で水害が発生することの認識が低い。

○高齢化等による水防団員の減少が顕著である。

4. 現状の取組状況

荒川水系（埼玉県域）における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した。結果は、以下のとおりである。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状と課題（現状：○、課題：●）	
想定される浸水リスクの周知	○想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を公表しており、今後も随時氾濫シミュレーション結果を公表予定。	
	●浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	A
洪水時における河川水位等の情報提供	○河川の水位に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁合同発表）を自治体向けに通知している。 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、荒川上流河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	B
避難指示等の発令	○避難指示等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。 ○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難指示等の発令を行っている。 ○避難指示に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	
	●自治体によっては、避難指示等の発令に関する具体的な数値基準が決まっていない。	C
	●基準水位観測所の受け持ち区間を対象に避難指示等を発令すると、避難対象地域が必要以上に広範囲となる傾向があるため、避難指示のための適正な区割りと絞込みが必要である。	D
	●深夜や早朝の避難指示の発令タイミングの見極めが難しい。	E
	●沿川以外の自治体では、河川の危険水位が必ずしも避難判断の基準とならない場合がある。	F
	●広域に拡散する氾濫域では、氾濫流の到達までに時間がかかるが、現状では避難指示等の発令基準として、基準水位観測所の水位を設定している場合もあり、適切な基準となっていない恐れがある。	G

項 目	現状と課題（現状：○、課題：●）	
避難所等、 避難経路	○水害時用の避難所等を指定し、洪水ハザードマップ等で周知 ○大まかな避難経路を洪水ハザードマップに掲示している。 ○人命を守るための緊急避難として、３階以上の建物等も緊急避難先とすることを洪水ハザードマップ等で周知している。	
	●大規模氾濫の場合、避難所等、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできないことが懸念される。	H
	●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合には、避難所が不足することが懸念される。	I
	●広域避難の際の避難所等、避難経路、避難方法が明確になっていない。	J
住民等への 情報伝達方 法	○住民等への情報伝達のために、荒川上流河川事務所のホームページからリアルタイム河川情報やライブカメラ映像等を提供している。 ○避難指示等の情報を、防災無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、フェイスブック等多様な手段で伝達している。	
	●情報伝達をしても、住民が自主的に避難してくれるかどうか課題で、伝達の方法や防災に関する知識の向上等についての工夫や改善が必要である。	K
	●降雨時には防災行政無線や広報車等の音の聞き取りが困難となることが懸念される。	L
	●インターネットや携帯電話等からの情報は、入手ツールを持たない住民には伝わらない。	M
	●メディアに洪水時の河川情報が的確に伝達されていない。	N
避難誘導体 制	○避難誘導は、市職員、警察、水防団員（消防団員）が実施している。	
	●要配慮者の避難方法の検討が必要である。	O
	●市職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。	P
	●広範囲かつ長期間の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導体制など、自治体間の連携が必要。	Q

② 水防に関する事項

項 目	現状と課題（現状：○、課題：●）	
河川水位等に係る情報の提供	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位により「水防警報」を発令している。	
	●基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、基準水位観測所の水位だけでは情報不足となる恐れがある。	R
河川の巡視区間および水防活動の実施体制	○重要水防箇所（国管理河川）および水防上注意を要する箇所（県管理河川）を中心に巡視している。	
	●水防団員が減少・高齢化している中で、受け持ち区間の巡視に時間を要する。	S
	●出水対応を経験した水防団員が少なくなっているため、技術や知識の継承、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	T
水防資機材の整備状況	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。	
	●資機材の補充等が的確に行えない場合がある。	U
	●現有の資機材で行う水防工法を行える水防団員が少なくなっているため、水防団員の確保や新技術の活用を進めるとともに、資機材を準備していくことが必要である。	V
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○庁舎について止水板などの風水害資機材を整備し、万一、浸水等により活用が不能となった場合、災害対策本部の代替施設を用意している。	
	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下もしくは停止する。	W
	●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。	X

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状と課題（現状：○、課題：●）	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○出水時の樋管等の操作は、操作規則に基づき実施している。	
	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。	
	●排水機場の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水施設が機能しなくなる懸念がある。	Y
	●長期間の浸水および浸水深が大きい状況を踏まえた、氾濫水の早期排水対策が必要である。	Z

項 目	現状と課題（現状：○、課題：●）	
ダムの操作 運用	○出水時のダム操作は、操作規則等に基づき実施している。	
	●下流河川の氾濫時またはおそれがある場合の操作方法、危機管理型の運用方法等について検討が必要である。	A A

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状と課題（現状：○、課題：●）	
堤防等河川 管理施設の 現状の整備 状況	○荒川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕に基づき、戦後最大洪水（荒川本川では昭和 22 年 9 月カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを目標として、堤防の整備等を実施している。	
	●堤防の断面不足や未整備の箇所等が存在する。	A B
	●災害時の拠点となる河川防災ステーションや堤防天端上の車両交換場所等、河川防災施設の整備が十分でない。	A C
	●計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減する取組が必要。	A D

5. 減災のための目標

平成 28 年に設立した本協議会では、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を各構成員が連携して実施することで、以下の項目を令和 27 年度までに達成すべき減災目標として掲げ、各取組を実施し減災対策に取り組んできた。

減災目標を持続的に確保していくためには、継続して取組を実施していくことが必要な内容も多く、令和 27 年以降も未達成の取組も含め引き続き実施し、5 年後の令和 32 年度までに目標を達成・持続するよう連携して取り組んでいく。

【令和 32 年度までに達成・持続すべき目標】

荒川水系（埼玉県域）の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。	
※ 大規模水害	想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
※ 逃げ遅れゼロ	避難行動が遅れ人命にかかわるような逃げ遅れをなくす
※ 社会経済被害の最小化	大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた 3 本柱】

- 上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策に加え、荒川水系（埼玉県域）において、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。
- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
 - ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

6. 実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・課題・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。なお、課題については、「4. 現状の取組状況」の内容と対応している。

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策				
1	優先的に実施する堤防の整備・、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策や、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策	A B	R6年度 引き続き実施	関東地整
2	橋梁部周辺対策の実施	A B	引き続き実施	関東地整
3 2	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削）	A B, A D	引き続き実施	関東地整
■危機管理型ハード対策				
4 3	堤防天端の保護、裏法尻の補強	A D	引き続き実施	関東地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備				
5 4	雨量・水位等の観測データおよび及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充（危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等）	B	引き続き実施	関東地整・県
6 5	情報伝達手段の改善	L, M	引き続き実施	市町
7 6	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び水防資機材等の関係者による共同点検	V	引き続き実施	関東地整・ 県・市町
8 7	排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実にできる対策（二重化）の実施	Y	引き続き実施	関東地整・機 構・県
9 8	浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備および及び自家発電装置の耐水化等の実施	W, X	引き続き実施	関東地整・ 県・市町・鉄 道事業者
9	鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策	W, A B, A D	引き続き実施	鉄道事業者
10	河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	A C	引き続き実施	関東地整
11	広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備	H, I, J, Q	引き続き実施	関東地整・ 県・市町

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・課題・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。なお、課題については、「4. 現状の取組状況」の内容と対応している。また、高齢者に関する取組事項については、各構成員がそれぞれの高齢者福祉部局との連携を図り、情報を共有するものとする。

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
■的確な避難行動を取るための情報提供				
12	緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	引き続き実施	関東地整・県
13	水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	引き続き実施	関東地整・機構・県
14	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の段階的な改善・（水害時の情報入手のしやすさサポート）	K	引き続き実施	気象庁
15	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	引き続き実施	関東地整・機構・県・市町・鉄道事業者
16	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	W	引き続き実施	関東地整・県・市町
17	洪水予測や河川水位の状況に関する解説	B, K	引き続き実施	関東地整
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成				
18	氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D, F	引き続き実施	関東地整
19	氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難指示の発令等に着目したタイムラインの作成	C, E, G	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者
20	タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	K, P, Q	引き続き実施	協議会全体関東地整・機構・気象庁・県・市町
21	避難訓練等の実施による避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C, E, F, G	引き続き実施	協議会全体関東地整・機構・気象庁・県・市町
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援				
22	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表及びダム下流部における浸水想定図の作成	A, D	引き続き実施	関東地整・機構・県
23	浸水被害軽減地区指定に向けた箇所の抽出及び情報提供の実施、課題の共有を踏まえた指定	A, D	引き続き実施	関東地整・県・市町

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
24	想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用 及び優良事例の提供（専門家による支援の実施）	H	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者
25	広域避難計画の策定 、及び 市町間の協定締結、鉄道事業者による適正な運転規制	H, J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者
26	受援計画の作成	W, X	引き続き実施	関東地整・県・市町
26 27	平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進 及び設置事例や活用事例の共有	K	引き続き実施	関東地整・市町
27 28	要配慮者利用施設の避難計画の作成 および 及び避難訓練の支援	O	R3年度 引き続き実施	市町
29	個別避難計画の作成	H, O	引き続き実施	市町
28 30	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設や民間施設の避難場所としての活用 及び民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	引き続き実施	市町・鉄道事業者
29 31	応急的な退避場所の確保	I	引き続き実施	関東地整・市町
32	新総合防災情報システム等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用	H, I, L, M	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町・鉄道事業者
30 33	避難訓練への地域住民の参加促進	H	引き続き実施	市町
31 34	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及び要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	引き続き実施	関東地整・県・市町
32 35	地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する支援、地域防災力の向上のための人材育成	C, J, O, P, Q, T	引き続き実施	関東地整
33	地域防災力の向上のための人材育成	O, P, Q	引き続き実施	関東地整
■防災教育や防災知識の普及				
34 36	水防災に関する説明会の開催	B, K	引き続き実施	協議会全体 関東地整・機構・気象庁・県・市町
35 37	教員を対象とした講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町
36 38	小学生、中学生を対象とした防災教育の実施・支援、出前講座等を活用した講習会の実施 及び先進的な事例の共有	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
37	出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県
38 39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	引き続き実施	関東地整・機構・県

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化				
39 40	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検	R	引き続き実施	関東地整・県・市町
40 41	水防団強化を目的とした、広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施、訓練内容の改善	T, S, U	引き続き実施	関東地整・県・市町
42	水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	T, S, U	引き続き実施	関東地整・県・市町
41 43	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町
42 44	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	引き続き実施	市町
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立				
43 45	既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討及び、「ダムの柔軟な運用」の運用検討	A A	引き続き実施	関東地整・機構
44 46	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A A	引き続き実施	関東地整・機構

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施				
45 47	既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定	Z	引き続き実施	関東地整・機構・県・市町
46 48	排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	引き続き実施	協議会全体 関東地整・機構・県・市町

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。

8. （参考）各取組項目の内容詳細

各取組項目の内容について、下記の通り補足する。

主な取組項目		取組内容の事例
1	【法的義務】 堤防の整備・強化対策や浸水被害軽減対策（※１）	・堤防の断面不足や未整備の箇所、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深いことから、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間等において、優先的に堤防整備・強化対策を実施する。 ※１：河川法第 15 条の 2 第 1 項等において、「法的義務」が示されている。
2	【法的義務】 多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削）（※２）	・氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を解消するため、樹木伐採や河道掘削を実施する。 ※２：河川法第 1 条、第 2 条第 1 項等において、「法的義務」が示されている。
3	【法的義務】 堤防天端の保護、裏法尻の補強（※３）	・高齢者が特に多い地域等において、堤防天端の保護や裏法尻の補強を実施し、決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造とする「危機管理型ハード対策」を実施する。 ※３：河川法第 15 条の 2 第 1 項等において、「法的義務」が示されている。
4	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充	・危機管理型水位計や CCTV カメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等の実施。 ・新技術を活用した危機管理型河川監視カメラへの更新や最新の予測技術の導入などによる、河川流況等の観測の高度化の実施。
5	情報伝達手段の改善	・降雨時において、防災行政無線や広報車等の音の聞き取りが困難となる懸念や、情報入手ツールを持たない住民には、インターネットや携帯電話等からの情報が伝わらない懸念に対して、情報伝達手段の多重化・多様化を行うことで、住民への確実な情報伝達を図る。 ・J アラート、L アラート、障害者や外国人旅行者等への配慮も含めた情報伝達手段、ICT 技術を活用した情報伝達手段の多重化・多様化実施。
6	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び水防資機材等の関係者による共同点検	・水防活動の円滑化・効率化に資する新技術を活用した水防資機材（水のう、吸水土のう、モバイルレビー、ワンコイン浸水センサ、赤外線カメラ搭載ドローン等）を配備する。（※土のう、土のうステーション、ロープ、ブルーシート等は既存技術とする。） ・毎年出水期前に水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施する。

主な取組項目		取組内容の事例
7	排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実にできる対策（二重化）の実施	・ 出水時における排水機場や水門等の確実な機能発揮に資する施設の耐水化の実施や遠隔操作に係る設備・通信手段の二重化等の冗長化対策の実施。
8	浸水時や大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備及び自家発電装置の耐水化等の実施	・ 浸水時や大規模停電時においても災害対応が継続できるよう、市町村舎、災害拠点病院、ダム等において必要な施設の整備や自家発電装置の耐水化、予備発電機の運転可能時間延伸等の対策を実施する。 ・ 社会福祉施設における止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保、非常用自家発電設備の整備。
9	鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策	・ 止水板、防水扉等の設置により、地下駅等出入口等の浸水被害を防止する。電気設備等の移設や止水板、防水扉等の設置により、電気設備等の浸水被害を防止する。橋脚・橋台の基礎部分の補強、橋梁の架替えにより、豪雨による橋梁の流失・傾斜を防止する。異常検知システムの導入により、橋梁に傾斜等が発生した場合の列車の進入を防止する。
10	河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	・ 河川防災ステーションや堤防天端上の車両交換場所等の整備を進めるとともに、市町等の円滑な水防活動に資する河川防災ステーションの活用方策の検討・調整を実施。
11	広域避難計画に必要な避難場所、避難路の整備	・ 各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会等の場を活用して、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。
12	緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	・ 住民の迅速かつ的確な避難行動の実施に向けて、緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信を実施。
13	水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	・ 水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクライン等に基づき、洪水予報や水防警報等を行う。画像・映像によるリアリティーのある河川状況の情報発信、洪水の最高水位やその到達時間等の水位予測の実施による洪水予報の高度化を推進する。 ・ 新技術を活用した危機管理型河川監視カメラへの更新や最新の予測技術の導入等による、河川流況等の観測の高度化を推進する。

主な取組項目		取組内容の事例
14	気象情報の段階的な改善・ 水害時の情報入手のしやすさサポート	・住民の的確な避難行動の実施に向けて、警戒レベルに対応させた警報等の提供を開始するとともに、気象情報の段階的な改善を行う。また、水害時には複数の情報伝達手段等により住民・関係機関の情報入手をサポートする。 ・線状降水帯に関する情報、台風に関する情報の改善を推進する。
15	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	・災害時において、住民に対して迅速かつ的確な情報発信を行うため、テレビ・ラジオ・新聞等の地元メディアとの連携体制を強化する。
16	市町庁舎や災害拠点病院への情報伝達の充実	・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
17	洪水予測や河川水位の状況に関する解説	・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。
18	氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	・河川の氾濫特性や地形条件等を踏まえ、氾濫ブロック・区間ごとに適切な危険水位を設定する。
19	【努力義務】 氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難指示の発令等に着眼したタイムラインの作成（※４）	・氾濫流の広域拡散を考慮し、越水・破堤後の状況も含めて、避難指示の発令等に着眼したタイムラインを作成することで、防災行動の円滑化を図る。 ※４：タイムラインの作成については、災害対策基本法第34条第１項に基づき、作成が義務付けられている「防災基本計画」において、「努力義務」が示されている。
20	【努力義務】 タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練（※５）	・策定したタイムラインに基づき、首長等の災害対応時の意思決定者を含む関係者が参加した実践的な訓練を実施することで、災害対応能力を向上させる。 ※５：タイムラインの作成については、災害対策基本法第34条第１項に基づき、作成が義務付けられている「防災基本計画」において、「努力義務」が示されている。
21	避難訓練等の実施による避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	・策定したタイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直す。なお毎年、出水期前に協議会において、市町等関係機関と水害対応タイムラインを確認する。
22	【法的義務】 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表及びダム下流部における浸水想定図の作成（※６）	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションを公表する。また、ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについては、関係機関とダム下流部の浸水想定図作成範囲等について調整を実施し、調整が整ったダムから順次、浸水想定図を作成する。 ※６：水防法第14条第１項等において、「法的義務」が示されている。

主な取組項目		取組内容の事例
23	浸水被害軽減地区指定に向けた箇所の抽出及び情報提供の実施、課題の共有を踏まえた指定（※7）	・国や県においては、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果等）提供を実施。また、市町においては、複数市町に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定について、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。 ※7：「浸水被害軽減地区」については、水防法において、以下の通り規定されている。 ■水防法第15条の6第1項：水防管理者は、洪水浸水想定区域（略）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（略）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。 ■水防法第15条の8第1項：浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、（略）水防管理者に届け出なければならない。（略）
24	【法的義務】 想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用（※8）	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用を行う。国としては、協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、市町に提供する他、ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町の取組に対しては専門家による支援を実施する。 ・ハザードマップを活用した避難訓練を推進する。 ※8：水防法第15条第3項において、「法的義務」が示されている。（「訓練等への活用」については、法的義務の対象外ではあるが、中期計画において今後推進することが示されている事項である。）
25	【努力義務】 広域避難計画の策定及び市町間の協定締結、鉄道事業者による適正な運転規制（※9）	・広域避難計画の策定や広域避難に係る市町間の協定締結を推進する。 ・鉄道事業者については、適正に運転規制（速度規制、運転抑止）などを実施し、異常気象発生時における乗客の安全を確保するための体制を構築する。 ※9：災害対策基本法第8条第2項第12号等において、「努力義務」が示されている。
26	受援計画の作成	・埼玉県広域受援計画等を踏まえつつ、大規模水害時における他機関からの応援を円滑かつ効果的に受け入れるための受援体制や役割分担、受入手順等をあらかじめ整理した受援計画を作成する。

主な取組項目		取組内容の事例
27	「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進	・ 平常時から住民に対して、水害リスクを直感的かつ分かりやすく伝えるため、「まるごと、まちごとハザードマップ」の整備を推進するとともに、その設置事例や利活用事例について協議会等の場で共有を図り、取組の拡大を促進する。
28	【法的義務】 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難訓練の支援（※10）	・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の支援を行う。 ※10：水防法第15条の3第1項において「法的義務」が示されている。（ただし、避難確保計画の作成や避難訓練の実施については法的義務があるが、それらの「支援」については、法的義務の対象外である。）
29	【努力義務】 個別避難計画の作成（※11）	・ 個別避難計画の作成にあたり、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考とする。 ※11：災害対策基本法第49条の14において、「努力義務」が示されている。なお、個別避難計画については、災害対策基本法第49条の10において作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するために作成する計画である。
30	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設や民間施設の避難場所としての活用	・ 避難場所の絶対数が不足する地域において、水害時における避難先の確保を図るため、既存の公共施設や民間施設等を避難場所として活用する。また、洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供を行う。
31	【法的義務】 応急的な退避場所の確保（※12）	・ 安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において退避場所の整備を行う。 ※12：災害対策基本法第49条の4第1項において「法的義務」が示されている。
32	新総合防災情報システム等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用	・ 災害対応機関間の情報共有を円滑化し、迅速な災害対応を可能とすることを目指し、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用や本システムを活用した訓練を行う。
33	避難訓練への地域住民の参加促進	・ 関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。
34	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及び要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	・ 地域包括支援センターにハザードマップの提示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置し、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害から高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を協議会において共有する。また、要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表する。

主な取組項目		取組内容の事例
35	【努力義務】 地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する支援、地域防災力向上のための人材育成（※13）	・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町の取組に対して専門家による支援を実施。 ・市町等の取組を支援する専門家のリストを作成する。また、市町の要請に応じ、専門家を派遣し、支援結果について協議会等の場で共有する。 ・防災士等の資格取得を促進する。 ※13：消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第20条等において「努力義務」が示されている。（「地区防災計画の作成」については、努力義務の対象外である。）
36	【努力義務】 水防災に関する説明会の開催（※14）	・水防災に関する説明会を開催する。 ・マイ・タイムライン作成に係る取組の支援を行う。また、水防災に関する説明会等の実施にあたっては、必要に応じて、河川協力団体等と連携した防災知識の普及啓発を行う。 ※14：災害対策基本法第47条の2等において「努力義務」が示されている。
37	【努力義務】 教員を対象とした講習会の実施（※15）	・教員を対象とした講習会を実施する。 ・マイ・タイムライン作成に係る取組の支援を行う。 ※15：災害対策基本法第47条の2等において「努力義務」が示されている。
38	【努力義務】 小学生、中学生を対象とした防災教育の実施・支援、出前講座等を活用した講習会の実施（※16）	・小学生・中学生を対象とした防災教育を実施する。防災教育の支援にあたっては、教育関係者と連携して支援を実施する学校を決定し、指導計画の作成支援を行う。また、水防法又は土砂災害防止法に基づき市町地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対しては、避難確保計画に基づく避難訓練を通じた防災教育を実施する。さらに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有する。 ・出前講座等を活用した講習会を実施する。 ・マイ・タイムライン作成に係る取組の支援を行う。 ※16：災害対策基本法第47条の2等において「努力義務」が示されている。
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施する。 ・ダムや堤防等の施設の機能や効果だけでなく、施設能力を上回る外力が発生した際の被害の状況も周知するとともに、洪水時にはダムの貯水状況や施設の操作状況等に関する分かりやすい情報提供を実施する。
40	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検	・毎年出水期前に、洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所について、河川管理者と水防団等の水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）、地域住民が共同して点検を実施する。

主な取組項目		取組内容の事例
41	水防団強化を目的とした、広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力	・協議会の場合等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する。また、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整を行う。
42	【法的義務】 水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善（※17）	・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ訓練を実施する。 ※17：水防法第32条の2第1項等において「法的義務」が示されている。
43	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討（※18）	・水防活動の担い手確保のため、水防活動に協力する意欲を有する事業者や団体等を募集し、「水防協力団体」としての指定を促進することで、持続可能な水防体制の確保を図る。 ※18：「水防協力団体の指定」については、水防法第36条に示されており、「水防団」と「水防協力団体」は別組織である。
44	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を行うことで、円滑な水防活動の実施や水防体制の強化を図る。
45	【法的義務】 既存ダムの機能を最大限活用する運用方法、「ダムの柔軟な運用」の検討（※19）	・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進する。「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始する。なお、浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方についても検討・調整を行う。 ※19：河川法第51条の2第1項に基づく、「荒川水系ダム洪水調節機能協議会」が設置済みであり、本協議会において既存ダムの機能強化等について示された「荒川水系治水協定」が締結済みであるため、「法的義務」に該当する項目とした。
46	【法的義務】 ダム放流情報を活用した避難体系の確立（※20）	・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施する。 ※20：河川法第51条の2第1項に基づく、「荒川水系ダム洪水調節機能協議会」が設置済みであり、本協議会においてダムの事前放流時における避難に係る情報共有のあり方について示された「荒川水系治水協定」が締結済みであるため、「法的義務」に該当する項目とした。
47	既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定	・一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組として、既存排水施設や排水ポンプ車等の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成する。

主な取組項目		取組内容の事例
48	排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	・一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組として、既存排水施設や排水ポンプ車等の運用方法等を記載した排水作業準備計画に基づく、排水訓練を実施する。